# 三原市共同募金委員会配分要綱

#### (目 的)

第1条 この要綱は、共同募金運動の趣旨に沿い、市民の皆様から寄せられた募金を、住民福祉の向上と市民の理解が得られるよう、住民の福祉ニーズに基づく、公平・透明な配分を目的とする。

#### (配分金)

第2条 この要綱の対象となる「赤い羽根共同募金」による配分金は、共同募金受入収入(一般募金、地域歳末募金)をもってあてる。

### (配分対象団体)

- 第3条 この配分金を受けることのできる団体は、三原市内で活動し次の各号に該当する福祉を目的とする団体(住民組織、当事者グループ、ボランティアグループ、社会福祉法人、NPO法人)とし、事業実施に要する資金の確保に困難をきたしていること。
  - (1)継続的に活動が行われる見込みのある団体であること。
  - (2)運営姿勢として、住民福祉の推進、非営利性、責任性、参加性(自助活動でない)などの原則が貫かれていること。
  - (3)住民の福祉向上のために活動する団体で、少なくとも1年以上の活動実績があり、住民福祉向上に効果が期待される事業を実施する団体。
  - (4)1年以内に設立された団体で、住民の福祉向上に効果があり、緊急的課題・二一ズがあると認められる事業を実施する団体。
  - (5)自主性, 非営利, 公開を原則とする。
    - ・自主性:特定の宗教,政治,組合等から独立して運営されていること。また,社会福祉を目的としていても、宗教、政治、組合等の運動手段として行われる事業への配分はしない
    - ・非営利:その活動・事業から生じる利益を構成員に分配しないこと。また, その名称の如何にかかわらず, 営利を目的として行っているとみなされる事業への配分はしない。
    - 公 開:その活動の内容や財務の状況を自ら積極的に公開すること。

#### (配分事業)

- 第 4 条 配分を受けることができる事業は、住民福祉の向上に効果があり、市民の理解が得られるもので、 先駆的、 開拓的、 緊急的福祉課題に取り組む住民福祉活動で、 次の各号に該当する事業。
  - (1)配分は、原則単年度とする。
  - (2)同じ団体が、同一事業で継続して配分を申請する場合、継続を必要とする理由及び事業計画をあらかじめ提出し、審査を受けなければならない。
  - (3)継続して配分を受けることのできる期間は、3年以内を原則とする。したがって、配分事業の計画年度と達成目標、経過後の収支の見込みを明確にしておくこと。
  - (4)配分の対象となる費用を次のとおり定める。

### 【配分の対象となる経費】

- ・活動のために必要な活動費, 会議費, 研修費, 備品費, 印刷費, PR 資料などの作成費など。
- ・施設などの場合は独自に行う活動。
- ・活動団体が事業を実施するには最低限度の管理経費が不可欠であり、円滑な事業の

展開を図るため、配分事業にかかる管理経費も一定割合で配分対象とする。

#### 【配分の対象として認めない経費】

- ・団体の運営に必要な経常経費。
- 飲食費またはそれに類するもの。
- ・人件費(時給,日給等)に類するもの。
- ・高額, 高機能な OA 機器, 作業機械, 備品, 物品等(寄付者に納得されうる範囲)
- ・研修旅行費, 高額な交通費等(特に必要と認められるものについては, 実費のみを対象とする。)

### (配分申請)

第5条 配分を受けようとする団体は、定められた期間内に、所定の申請書を提出しなければならない。

### 【申請書類】

配分申請書 ······ 様式 1配分事業予算書 ···· 様式 2

## 【添付書類】

事業報告・事業計画・収支決算・収支予算の状況がわかる書類

## (ヒアリング)

第6条 期間内に申請書類を提出した団体は、ヒアリングを受けなければならない。

### (配分決定)

第7条 ヒアリング終了後、配分計画原案を作成し、運営委員会に諮り、適否の判断及び意見を付して、 審査委員会に配分計画案を提出し、審査委員会の審議を経て決定する。

### (配分の調整)

第 8 条 配分額の決定後にやむを得ない事情が生じた場合は、会長が配分額の調整をできるものとする。また、会長は調整を行ったときは、事後に運営委員会に報告するものとする。

#### (配分の公表)

- 第9条 配分を受ける団体は、次の事項により配分事業の公表を行わなければならない。
  - ・団体の作成する、事業計画、事業報告、収支予算、収支決算にその事業が配分事業であることを明示すること。
  - ・事業実施にあたって各種資料に配分事業であることを明示すること。
  - ・備品の購入に当たっては、受配ステッカーにより配分事業の明示をすること。
  - •中央共同募金会データベース「はねっと」を通して公表する。

## (事業完了報告)

第 10 条 配分を受けた団体は、翌年4月末までに、事業完了報告書(様式3)を関係資料及び事業報告、 決算書類を添付し、報告しなければならない。

### 【報告書類】

·事業完了報告書 ····· 様式 3

## (配分事業の変更)

第 11 条 配分決定を受けた事業が、配分決定後にやむを得ない事情により、事業の変更をしなければならないときは、速やかに使途変更申請書(様式4)を本会に提出し、会長の許可を得なければならない。

### (配分の取消)

- 第12条 次の各号の一に該当するときは、会長は、配分金の全部又は一部を返還させることができる。
  - (1)経理状況が極めて不良と認めたとき。
  - (2)経営上不都合があると認めたとき。
  - (3)配分事業の一部を休止、又は廃止したとき。
  - (4)配分金を申請事業以外に使用したとき。
  - (5)事業と相違した配分申請又は、配分報告を行ったとき。
  - (6)その他配分事業の実施について本会の指示に従わず、又は、配分事業の実施が不適当となったとき。

### (申請資格の停止)

第 13 条 前条各号(第 3 号を除く。)の理由により配分を取り消された者は、取り消された日の属する年度の次の年度から起算して 3 年間は配分の申請をすることができない。

### (その他)

第 14 条 この要綱に記載されていない事項については、三原市共同募金委員会の承認を経て、会長が 定める。また、配分基準は県本会に準ずる。

## (附 則)

- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年3月31日一部改正、同日から施行する。
- この要綱は、令和2年9月4日一部改正、同日から施行する。